第3回パーソナルモビリティ安全利用官民協議会 発表資料 by マイクロモビリティ推進協議会



01 利用者に対する交通ルール等の周知

アプリ上の教育に加え、リアルでの講習会等、オンライン・オフラ インの効果的な周知方法の検討、実施

02 年齢確認方法について

年齢認証を要する他社サービスの認証方法を研究中 身分証明書で年齢確認を行う場合、どのような身分証明書が使 えるか検討

03 又貸し対策

又貸しが犯罪になりうることを分かりやすく周知 又貸しを行ったことが判明した場合のペナルティ

04 ヘルメット着用促進対策について

着用促進につながるメッセージの検討(数値の表示等) ECプラットフォーム等との各種キャンペーン等連携

05 悪質・危険運転者対策(歩道通行・飲酒運転対策等)

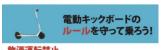
警察と連携した周知・啓発の強化 悪質・危険運転者への断固とした取締・ペナルティ

く現在の表示例>



<安全講習会の様子>







3年以下の懲役、または50万円以下の罰金アルコールを飲んで利用できません!

歩道走行禁止



歩道を走行する行為は通行区分違反です。

マ貸し禁止



無免許運転幇助行為 アブリに運転免許証を登録した本人のみが



<警視庁と飲食店への啓発>

く現在の表示例>



06 車体の点検・整備の徹底

協議会として保安基準のチェックシートを準備実証実験開始前には警視庁等で機体を点検

07 交通事故発生時の対応

事故時の対応マニュアルを各社で整備 所定のフォーマットで速やかに関係省庁に報告

08 相談・通報窓口の設置

業界ガイドラインで相談・通報窓口の設置を義務づけ 各県警にも24時間連絡の取れる電話番号を共有

09 関係行政機関との連携

定期的に実証実験の報告を実施 各省庁の担当者とは何かあればすぐに連絡が取れる体制 地方自治体とも適宜情報共有 自民党MssS議連を通じた意見交換

<保安基準チェックシート>

保安基準等チェックリスト 産業競争力強化法に基づく新事業活動計画として実証実験を行う場合、以下 を満たす必要があります。 満たしている場合は以下のポックスにチェックを入れてください。 □ 制動装置 保安基準第61条 細目告示別添98 制動性能(制動距離)の基準は、設計上の最高速度から全ての制動装置を作動 させ、5m以内に停止する o いずれか1つの制動装置が故障した際でも、名制動装置とも、11.5m以内に 停止する 保安基準第62条 。 夜間前方 40 mの距離にある交通上の障害物を確認できる 保安基準第62条の2 細目告示第261条 o 夜間後方 300 mから確認できる 昼間後方 100 mから確認できる 。 夜間に後方 100 mから走行用前照灯で照射したときに確認できる □ 方向指示器※ 保安基準第63条の2 細目告示第265条 車両中心線上の前方及び後方 30 mの距離から指示部を見通すことができる 保安基準第64条の2 細目告示第267条 円形の形状では直径___mm (← 」 記入ください) 円形以外の形状では縦の最大幅 mm、横の最大幅 mm、面積 and 保安基準第65条の2 細目告示第269条 ※がついている尾灯、制動灯、番号灯、方向指示器、速度計については最高速度 20km/h未満のもの除くとされているが、手信号が危険な雷動キックボードでは、方 向指示器は必ずつけるよう警察庁に指導されている。

<事故発生時のユーザー対応>

事故が起きた時(電動キックボード)

5か月前・更新

1. 豊原へ届ける(負傷者がいれば119番に通報)戻る
2. LUUPカスタマーセンターへの連絡
事故がおきたときは、ただちに豊聚への届け出けをお願いします。また、ケガ人が発生した場合には、飲金車を呼ぶなどの抗危を緩いいたします。
そのうえで、LUUPカスタマーセンターへの連絡
事故がおきたときは、ただちに豊聚への届け出けをお願いします。また、ケガ人が発生した場合には、彼金車を呼ぶなどの抗危を緩いいただき、事故発生の日時、場所、原因、事故の状況等をお伝えください。

・7.22時:0800-080-4333
・ 営業時間外:お問い合わせフォーム
事故発生時には当社に必ずご連絡ください。
後、国際業または第三者の開鍋等によって事故が発覚した場合、利用規約に基づく連約金の対象となります。
また、ご利用中の事故であれば、ユーザーに対して損害保険が適用されますが、保険適用範囲外の責任が負いかなます。



LINEでアプリ内から損傷報告や、支払いエラーなど様々なご 相談に対応しています。



担当者名



<各社のサポート窓口例>

上記条件を満たした上で、実証実験を実施することを誓約します。